

平成23年度高知県人事委員会業務の状況

目 次

1 職員の競争試験及び選考の状況	1 P
(1) 採用試験	1 P
(2) 採用選考	6 P
(3) 昇任試験	7 P
(4) 昇任選考	8 P
2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況	
職員の給与等に関する報告（平成23年10月27日）の骨子	9 P
3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況	12 P
4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況	13 P

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第 15 条において任用の根本基準として「受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」とされている。このため、職員採用上級試験等 5 種類の採用試験と、巡査部長昇任試験等 3 種類の昇任試験を実施している（警察官の昇任試験の実施については、警察本部長に委任）。

また、医師、獣医師等の競争試験によることが不適当な職の採用及び一般職員等の昇任（警察官の昇任試験を除く。）については、選考によって行うことができるとしている。

なお、平成 16 年度から実施している身体障害者を対象とした職員採用選考試験は、平成 23 年度も実施した。

（1）採用試験

平成 23 年度の採用試験の実施状況は、次のア～ウの各表のとおりである。

各採用試験の受験者数は、上級試験 978 名（対前年 21.9% の増）、中級試験 74 名（対前年 46.8% の減）、初級試験 305 名（対前年 0.7% の減）、警察官 506 名（対前年 7.2% の減）となっており、上級試験以外の採用試験において平成 22 年度を下回った。

上級試験の受験者数の増加は、「行政・TOSA」の事前の書類選考の廃止により第一次試験の受験者が増えたことによるもので、中級試験の受験者数の減少は、前年度は実施した「歯科衛生士」及び「臨床検査技師（県立病院）」の試験区分を今年度は実施しなかったことが、主な原因である。

受験者の増加に向けて、引き続き新聞、ラジオ、テレビ、インターネット（ホームページ、携帯サイト（平成 20 年度作成）等マスメディアを活用した広報活動を積極的に行うとともに、地元大学で開催される公務員就職説明会への職員の派遣などを通して、受験者の確保に努めていくことが必要である。

また、質の高い優秀な人材を確保するためには、魅力ある職場づくりも欠かすことができないものであることから、任命権者も、人材の育成・活用、勤務環境の整備などに努めることが重要である。

ア 試験の実施方法等

人事委員会の行う採用試験の種類及び試験の実施内容等は、次のとおりである。

試験の種類	試験の程度	試験方法	
		第1次試験	第2次試験
上 級	大学卒業程度	教養試験 専門試験 (行政・TOSA以外) 論文試験 (行政・TOSAのみ)	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
中 級	短期大学卒業程度	教養試験 専門試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
初 級	高等学校卒業程度	教養試験 専門試験(技術のみ) 作文試験(技術以外)	作文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体検査
警察官 A (男性・女性)	大学卒業程度	教養試験 身体検査 体力試験	論文試験 集団討論 個別面接 適性検査 身体精密検査
警察官 B (男性・女性)	高等学校卒業程度	実技試験 (警察官A(武道指導)のみ)	作文試験 集団面接 個別面接 適性検査 身体精密検査

- (注) 1. 警察官A(男性)及びB(男性)の第1次試験は、警視庁(東京都)及び大阪府警察本部と共同で実施している。
 2. 警察官の試験区分のうちAは大学卒業者、Bはその他の者を対象とする(以下、各表について同じ。)。

イ 実施日程

平成23年度の採用試験は、次の日程により実施した。

試験の種類	試験公告	受付期間	第1次試験	第2次試験	合格発表
上 級 (行政・TOSA)	4月15日	4月18日 ～5月10日	5月29日	7月23日～ 8月3日	8月26日
上 級			6月26日		
中・初級	7月12日	8月12日 ～8月31日	9月18日 9月25日	10月29日～ 11月4日	11月29日
警察官 A (男性・女性)	4月15日	4月18日 ～5月20日	7月10日	8月8日～ 8月15日	9月7日
警察官 B (男性・女性)	7月12日	8月12日 ～8月31日	10月16日	11月10日～ 11月15日	12月7日

ウ 採用試験の実施状況

平成23年度の採用試験の実施状況は、次のとおりである。

(ア) 上級試験

		申込者数			受験者数			合格者数			倍率	(単位 人)		
選択志望職種 (事務職種)		男	女	計	男	女	計	男	女	計		採用者数 (24. 4. 1現在)	男	女
		260	157	417	197	114	311	30	13	43	—	25	11	36
	行政	24	47	71	17	38	55							
警察事務		13	35	48	9	31	40	0	5	5	—	0	5	5
		91	96	187	71	69	140							
学校事務		23	38	61	18	28	46	6	1	7	—	5	1	6
		164	80	244	122	59	181							
小計		296	230	526	224	173	397	36	19	55	7.2	30	17	47
行政・TOSA		275	163	438	229	145	374	10	9	19	19.7	9	8	17
県立病院事務		6	3	9	5	3	8	0	1	1	8.0	0	0	0
土木		39	5	44	30	4	34	15	3	18	1.9	12	3	15
建築		4	3	7	4	2	6	1	2	3	2.0	1	2	3
電気		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産		16	2	18	13	2	15	2	1	3	5.0	2	1	3
林業		16	5	21	14	4	18	6	2	8	2.3	6	2	8
農業		33	18	51	29	14	43	8	3	11	3.9	7	3	10
保健師		2	14	16	2	13	15	1	3	4	3.8	1	3	4
化学		20	1	21	15	1	16	1	0	1	16.0	1	0	1
社会福祉(児童福祉)		6	23	29	6	19	25	1	2	3	8.3	1	2	3
社会福祉(心理)		7	13	20	6	12	18	1	1	2	9.0	1	1	2
薬剤師		3	4	7	3	1	4	2	1	3	1.3	2	0	2
少年補導職員		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療ソーシャルワーカー(県立病院)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
科学捜査研究員(生物科学)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
科学捜査研究員(物理)		6	2	8	4	1	5	0	0	0	—	—	—	—
合 計		729	486	1,215	584	394	978	84	47	131	7.5	73	42	115

(注) 選択志望職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(イ) 中級試験

試験区分 区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (24.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
司書	3	27	30	3	27	30	0	1	1	30.0	0	1	1
看護師	6	44	50	5	39	44	4	20	24	1.8	4	18	22
合 計	9	71	80	8	66	74	4	21	25	3.0	4	19	23

(ウ) 初級試験

試験区分 区分	申込者数			受験者数			合格者数			倍率	採用者数 (24.4.1現在)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		男	女	計
選択志望職種 (事務職種) 行政	122	72	194	108	63	171	7	8	15	—	7	8	15
	34	36	70	33	31	64							
警察事務	22	23	45	20	20	40	1	6	7	—	0	6	6
	30	25	55	28	22	50							
学校事務	36	36	72	35	33	68	4	6	10	—	3	6	9
	102	57	159	91	52	143							
小計	180	131	311	163	116	279	12	20	32	8.7	10	20	30
県立病院事務	1	0	1	1	0	1	0	0	0	—	—	—	—
土木	11	2	13	10	2	12	6	0	6	2.0	6	0	6
林業	3	1	4	3	1	4	1	0	1	4.0	1	0	1
装備(警察)	13	0	13	9	0	9	1	0	1	9.0	1	0	1
合 計	208	134	342	186	119	305	20	20	40	7.6	18	20	38

(注) 選択志望職種の各試験区分の欄中、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(二) 警察官

a 高知県志望者

(単位 人)

区分 試験区分		受験者数	合格者数	倍 率	採用者数 (H24. 4. 1現 在)
A	男性	246	44	5.6	35
	男性（武道指導）	4	2	2.0	1
	女性	55	7	7.9	5
B	男性	167	34	4.9	33
	女性	34	3	11.3	2
合 計		506	90	5.6	76

b 他団体志望者（共同実施分）

(単位 人)

志望団体	区分 採用予定者数	受験者数			合格者数
		第1志望	第2志望	合 計	
東 京	A	3	2	78	80
	B	2	3	47	50
大 阪	A	3	4	133	137
	B	2	1	85	86
合 計		10	10	343	353
					16

エ 試験成績の開示請求の状況

(単位 人、 %)

試験区分	第1次試験			第2次試験		
	開示対象者	請求者	請求率	開示対象者	請求者	請求率
上 級	715	51	7.1%	263	121	46.0%
中 級	28	2	7.1%	21	1	4.8%
初 級	215	8	3.7%	52	13	25.0%
警察官	265	22	8.3%	204	76	37.3%
計	1,223	83	6.8%	540	211	39.1%

(注) 1. 上記は、高知県個人情報保護条例第23条の規定に基づく口頭による開示請求の状況である。
 2. 第1次試験の人数には、第2次試験受験者で最終合格決定日までに辞退した人を含む。

(2) 採用選考

次に掲げる場合の採用は、選考によって行っており、平成23年度の採用選考の実施状況は、下記の各表のとおりである。

- ・4等級（係長級）以上の職へ採用する場合
- ・技能職へ採用する場合
- ・国又は人事委員会を置く他の地方公共団体の試験の合格者を、当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・かつて職員であった者をその者の任用されていた職と同等以下の職に採用する場合
- ・現に国等の職員である者を当該職と同等以下の職に採用する場合
- ・試験を行っても十分な競争者が得られない職又は順位の判定が困難な職に採用する場合
- ・前各号のほか、人事委員会が競争試験によることが不適当であると認める場合

ア 一般職員

(身体障害者を対象とした採用選考試験による採用については、ウで別途計上)

(単位 人)

職種		職の等級				
		1等級	2等級	3等級	4等級	5~7等級
事務系	一般事務	3	4	7	3	7
	管理主事等			10	2	
	計	3	4	17	5	7
技術系	医師			5	5	
	獣医師					4
	土木		1			1
	研究員					1
	その他		2	2		11
	計		3	7	5	17
合 計		3	7	24	10	24
任命権者委任分(医師)						14

(注) 医師の5等級以下の職への採用については、任命権者に選考を委任していることから、人事委員会の実施した選考分と区別し、「任命権者委任分(医師)」として個別計上した。

イ 警察官

(単位 人)

階級 職種	警部以上	警部補	巡査部長	巡査
警 察 官	9	3	2	2

ウ 身体障害者を対象とした採用選考試験

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として採用選考試験を行った。その実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

区分 試験区分	受験者数	合格者数	倍率	採用者数 (24. 4. 1 現在)
行政 (初級試験相当)	11	2	—	2
	6			
学校事務 (初級試験相当)	6	4	—	4
	10			
合 計	17	6	2.8	6

(注) 行政及び学校事務の受験者数は、上段が第一志望、下段が第二志望である。

(3) 昇任試験

昇任試験は、警察官についてのみ行っており、巡査部長、警部補、警部の各階級について実施している。

合否は、筆記試験、口述試験及び術科試験の結果並びに勤務成績等の評定結果に基づき、決定している。

平成 23 年度の警察官の昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(単位 人)

区分 職種	受験者数	合格者数	倍 率
警 部	一般試験	85	11 7.7
	専門試験	28	3 9.3
警 部 補	一般試験	157	29 5.4
	専門試験	54	5 10.8
巡査部長	一般試験	342	39 8.8
	専門試験	41	5 8.2
合 計	一般試験	584	79 7.4
	専門試験	123	13 9.5

(4) 昇任選考

職員の任用に関する規則第6条に定める職への昇任及び警察官の任用に関する規則第9条に規定する場合の昇任は、それぞれ選考により行っている。

平成23年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

ア 一般職員

(単位 人)

職種\職の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
事務	14	29	46	27
技術	2	24	52	44
合計	16	53	98	71

(注) 5等級及び6等級への昇任については、任命権者に選考を委任している。

イ 警察官

(単位 人)

階級\職種	警視	警部	警部補	巡査部長
警察官	11(5)	(27)	7(22)	17(3)

(注) ()内は退職時昇任の数を再掲している。

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告の状況

■職員の給与等に関する報告（平成 23 年 10 月 27 日）の骨子

- 月例給、ボーナスともに改定の必要なし <給与は現行の水準を維持>
～ 職員の月例給が民間を下回るのは 3 年ぶり～
 - (1) 月例給は、職員が民間を下回っていることが認められたが、その較差は極めて小さい (107 円、0.03%)
 - (2) ボーナス（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給の支給割合と職員の支給月数がおむね均衡

1 民間給与との比較

県内 102 事業所の 4,152 人の個人別給与を実地調査（調査完了率 97.1%）

【月例給】 職員と民間従業員の 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を対比させて精密に比較（ラスパイレス方式）

民間給与 (A)	職員（行政職）の給与 (B) (平均年齢 43 歳 11 月)	較差 (A) - (B) ((A-B) ÷ B × 100)
359,601 円	359,494 円	107 円 (0.03%)

（参考）高知県職員の給与は、平成 24 年 3 月 31 日まで、特例条例により、副部長級以上の管理職手当が 12% 又は 15% 減額されている。

この減額措置後の職員の給与は 359,328 円で、較差は 273 円 (0.08%) となる。

【ボーナス】 昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較

	高知県		(参考) 国	
	民間の支給割合	職員の支給月数	民間の支給割合	職員の支給月数
平成 23 年	3. 8 月	3. 9 月	3. 9 月	3. 9 月

（注）国の民間の支給割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2 給与に関する事項

（1）月例給

職員の給与が民間給与を下回っているが、その較差は極めて小さなものであり、月例給の改定を行わないことが適當

昨年から国家公務員に対して措置されている 50 歳台後半層の給与の減額措置については、本年は職員の給与が民間給与を下回っている状況にあることなどを総合的に考慮して、引き続き国と同様の措置を講ずることとはしない

人事院が廃止を勧告した給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額については、直ちに国に準じた措置とするのではなく、引き続き検討していくことが適切

（注）人事院勧告における給与構造改革関連の経過措置額に関する取扱い

平成 24 年度は 2 分の 1 (上限 1 万円) を減額し、平成 25 年 4 月 1 日に廃止（これにより生ずる原資を用い、若年・中堅層を中心に、給与構造改革実施のために抑制されてきた昇給を回復）

(2) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合と職員の支給月数がおおむね均衡していることから、支給月数の改定を行わないことが適當

(参考) 一般の職員の場合の支給月数(年間3.90月)

		6ヶ月期	12ヶ月期
平成23年	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.65月	0.65月

(3) その他給与に関する事項

- ア 自転車使用者に係る通勤手当については、昨年に引き続き調査を行った結果、県内の民間実態と均衡しており、国や全国の都道府県の状況にも大きな変動はないため、本年においても見直しを行うには至らず
- イ 勤務実績の昇給への反映については、その前提となる人事評価における評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などが重要であり、常に改善の余地がないかという視点を持ちながら、制度や運用の更なる充実を図るよう引き続き努力していくことが必要

3 公務運営に関する事項

(1) 人事評価制度

人事評価制度については、引き続き、評価の客観性や安定性、被評価者の納得性などを高めていくことが必要

そのためには、制度の趣旨や実施方法などが職員全体によく理解されていることが重要であり、面談の機会などを通して制度理解を深めるとともに、制度や運用全般について、工夫や改善の余地がないかといった視点を持ちながら、更に実効性を高めることが必要

(2) 総実勤務時間の短縮

ア 時間外勤務の縮減

突発的な危機管理の事例や、県政上重要な各種計画づくりの集中などもあって時間外勤務は増加傾向にあり、なお業務の進め方の工夫・改善などに努めることがより重要

これまでの対策に更なる工夫を加えながら、効果的な事例は全庁で情報を共有するなど、引き続き縮減に向けて取り組むとともに、管理的地位にある職員は、事前命令の徹底など適切な勤務時間管理になお一層努めることが必要

時間外勤務の多い職場については、その要因の把握に努め、職場全体で縮減に取り組むことが重要

イ 年次有給休暇の取得促進

管理的地位にある職員をはじめ職員一人ひとりが休暇を取得しやすい職場環境の整備に努めることが必要

(3) 健康管理

引き続き、職員の健康管理に関する取組を推進することが必要

特に、メンタルヘルス対策については、社会的な課題にもなっており、引き続き重点的な取組が必要

このため、予防から再発の防止に至るまでの各段階に応じた有効な対策に取り組むとともに、職員のメンタルヘルスに対する意識を高めることや、働きやすい環境づくりに向けた職員参加型の取組を行うことなどが必要

(4) 職業生活と家庭生活の両立

・引き続き、育児休業等を取得しやすい環境の整備に取り組むとともに、母性保護に関する取組や男性職員の育児参加を促進することが必要

次世代育成支援行動計画（後期計画）については、措置状況の公表が求められている趣旨等からも、引き続きその実現に向けた有効な対策に取り組むことが必要

特に、男性職員の育児休業の取得促進については、国において短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直すなどの動きがあり、本県としても取得しやすい環境の整備を着実に進めることが必要

(5) 良好な勤務環境の確保

セクシュアル・ハラスメントについては、職員間に一定の理解は進んできたものの、その性格上水面下のものとなりがちなことや、職員が気付かずに周囲を不快にさせるといったこともあり、引き続き意識の啓発、相談員制度の周知などに努めていくことが必要

パワー・ハラスメントについては、指導との線引きが難しいケースもあり、上司が心がけるべきポイントを示すなど、研修での取り上げ方の工夫などによる管理職員等の意識の向上、相談員制度の周知などに努めていくことが必要

(6) 公務員制度改革

国家公務員制度改革関連4法案の国会への提出を受けて、総務省から「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」が示されたが、全国知事会からは、「制度改革の理念が曖昧で、地方自治制度の特性を反映していない」などとして、地方との十分な協議を求める旨の申入れがなされるといった状況

今後とも、国と地方の違いを十分に踏まえながら、国家公務員制度改革法案等の動向を注視していくことが必要

(7) 定年延長への対応

人事院は、平成25年度から国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げるよう、立法措置のための意見の申出を行ったが、年金と雇用の在り方については、現在もなお、様々な議論が出ており、国家公務員法等の改正や他の都道府県の動向を注視しながら、本県の実情に沿った制度の整備に向けて、検討を進めていくことが必要

3 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して地方公共団体の当局により適當な措置がとられるべきことを要求することができる。人事委員会は、措置要求がなされたときは審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて自らこれを実行し、又は当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うこととされている。

平成 23 年度における措置要求とその処理状況は、次のとおりである。

措置の要求件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年 内 要 求 数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年 度 末 係属数 (C-D) 計 (D)	
			却下	取下	打切	判 定					
						棄却	一部 認容	全部 認容			
0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年 内 要 求 数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年 度 末 係属数 (C-D) 計 (D)	
			却下	取下	打切	判 定					
						棄却	一部 認容	全部 認容			
0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	

(2) 爭議事案（県分）

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年 内 要 求 数 (B)	計 (C) (A+B)	処 理 状 況							年 度 末 係属数 (C-D) 計 (D)	
			却下	取下	打切	判 定					
						棄却	一部 認容	全部 認容			
1,101(1)	0	1,101(1)	0	0	0	0	0	0	0	1,101(1)	

※ 係属数は、昭和 43 年の 1,101 件 (1 事案) の大量事案である。

4 職員に対する不利益処分に関する不服申立ての状況

職員が任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたと思うときは、地方公務員法第49条の2の規定により人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

人事委員会はその不服申立てを受理したときは、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者にその職員の受けるべきであった給与その他の給付を回復するため必要かつ適切な措置をさせる等、その職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をすることとされている。

平成23年度における不服申立てとその処理状況は、次のとおりである。

不服申立て件数及び処理状況

(1) 一般事案

ア 県分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 申 立 数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況						年 度 末 係属数 (C-D) (D)
			準備手続	口頭審理	計	却下	取下	打切	判定			
									処分承認	処分修正	処分取消	
6	0	6	0回	3回	3回	1	0	0	2	0	0	3

※ 年度末係属数は、昭和41年以前の3件である。

イ 市町村等からの受託分

(単位 件)

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 申 立 数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況						年 度 末 係属数 (C-D) (D)
			準備手續	口頭審理	計	却下	取下	打切	判定			
									処分承認	処分修正	処分取消	
0	1	1	1回	1回	2回	0	0	0	0	0	1	1

(2) 争議事案(県分)

(単位 件 (事案))

前年度末 係属数 (A)	年 度 内 申 立 数 (B)	計 (C) (A+B)	審理状況			処理状況						年 度 末 係属数 (C-D) (D)
			準備手續	口頭審理	計	却下	取下	打切	判定			
									処分承認	処分修正	処分取消	
5,283(15)	0	5,283(15)	0回	0回	0回	0	0	0	0	0	0	0

※ 係属数は、昭和60年以前の5,283件(15事案)の大量事案である。